

開催日：令和 7 年 3 月 19 日

会議名：令和 7 年文教常任委員会（3 月 19 日）

○上田委員長 他に質疑はございませんか。

○西本ちかこ それでは、私のほうからは、大きく 6 点質問させていただきたいと思います。

まず、スクールソーシャルワーカーについて、お伺いをいたします。

文部科学省の趣旨には、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉などの専門的な知識、技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを教育委員会、学校等に配置し、教育相談体制を整備するとあります。

昨年も質問をさせていただきましたが、令和 6 年度に拡充をされたスクールソーシャルワーカーについて、これまでの拡充の経緯と現在の状況についてお聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 令和 3 年度まで、スクールソーシャルワーカー 5 人、スクールソーシャルワーカーアドバイザー 1 人の配置体制でしたが、ケースの多様化・複雑化が進む中、スクールソーシャルワーカーを令和 4 年度に 1 人、令和 5 年度にさらに 1 人増員し、令和 6 年度にはスクールソーシャルワーカーアドバイザーの勤務日数を週 3 日から週 4 日に拡充をいたしました。現在はスクールソーシャルワーカー 7 人、スクールソーシャルワーカーアドバイザー 1 人の配置体制となっております。

なお、スクールソーシャルワーカーは現在、1 人当たり 2 つの中学校区を担当しております。

○西本ちかこ では、こどもたちが抱える生活背景がより複雑化をし、セーフティネットに係る事案が増えているのではないかと懸念をしております。スクールソーシャルワーカーさんが関わる事案の件数について、例えば件数の多い中学校区でも構わないのですが、その件数についてお聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 令和 5 年度の延べ相談件数が 9, 5 5 9 件、令和 6 年度の 4 月から 2 月までが 1 万 2, 8 1 4 件となっております。

次に、担当スクールソーシャルワーカーの配置変更がなかった中学校 2 校区の令和 5 年度、令和 6 年度 4 月から 2 月までのそれぞれの延べ相談件数につきましては、東雲中、天王中校区で 1, 8 5 4 件、3, 6 2 2 件、豊川中、彩都西中校区で 7 7 4 件、1, 4 1 2 件、北陵中、彩都西中校区で 8 6 5 件、1, 4 4 7 件となっております。

また、担当が変更になった2校区につきましては、令和5年度の延べ相談件数が養精中、西中校区で2,196件、東中、南中校区で1,060件、三島中、北中校区で1,024件、西陵中、平田中校区で1,786件となっており、令和6年度は、養精中、北中校区で1,046件、西中、東中校区で2,490件、南中、平田中校区で2,030件、三島中、西陵中校区で767件となっております。

○西本ちかこ では、昨年この委員会で質問させていただいた際には、令和5年度の各小学校、中学校の訪問回数について、小学校へは1か月当たり平均2回、中学校へは1か月当たり平均6回とのご回答でした。

令和6年度はいかがだったのでしょうか、お聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 令和6年度も、小学校へは1か月当たり平均2回、中学校へは1か月当たり平均6回でございます。

○西本ちかこ 先ほどご答弁いただきました相談件数についてですけれども、延べ数とはいえ、かなり相談件数が多いと感じております。また、担当が変更になられたところにつきましては、担当が変更になっていないところに比べて少ないのかなという印象ですけれども、このような相談件数について、どのように受け止めていらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 多様化、複雑化しているケースが増加していることに加え、各校に窓口となる担当者を設置したり、年2回の担当者会やスクールソーシャルワーカーアドバイザーによる小学校巡回研修を隔年で実施したりすることにより、学校のスクールソーシャルワーカーへの理解と有効活用がより進んできたものと捉えております。

○西本ちかこ 認知をされて、いろんなご相談を受ける機会が増えたということには感謝を申し上げるところなんです、スクールソーシャルワーカーの活用がより進んできたとのことご答弁でしたが、それだけスクールソーシャルワーカーが関わるべき福祉分野の専門知識を要する多様で複雑なご相談が増えたということを感じております。

スクールソーシャルワーカーの増員を望むための、この質問でございますけれども、どのようにお考えかお聞かせください。また、この件数が多いとのことのお考えについて、拡充をする前の相談件数から妥当だとお考えなのか、見解をお聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 相談件数には、スクールソーシャルワーカーが生徒指導担当者とともに、対応に深く関わる場合や相談後に別の機関につなぐ場合、または書面

での内容確認と、様々なケースが含まれておりまして、スクールソーシャルワーカー自身がその相談内容にどの程度関わる必要があるかということについて、判断して対応をしております。

なお、現時点では、現在の人数で対応しているという状況でございます。

○西本ちかこ では、相談内容について、どのような事案があったのか、お話をいただける範囲で教えていただきたいと思います。

また、相談事案があった際、相談に至るまでの学校での対応の流れについて教えてください。

○梶西学校教育推進課長 虐待、ヤングケアラー、貧困、不登校傾向等、特に福祉的支援が必要となる児童・生徒及びその家庭に対して、市福祉部局や地域の関係機関等とも連携して、支援ネットワークを構築することで様々な事案に対応しております。

事案が発生してからの流れですが、基本的には各校の気になる児童・生徒の事案を、担当者等が集約をしておいて、スクールソーシャルワーカーの学校訪問時にヒアリング等を行いながら、事案に応じたアセスメントやプランニングを実施し、適切な支援に当たっております。

また、中には、各校の児童・生徒の情報交流の会議等に参加し、気になる事案についての対応を行ったり、市教育委員会へ直接連絡が入り、緊急に対応を行ったりするような場合もございます。

○西本ちかこ それでは、スクールソーシャルワーカーアドバイザーについて、お聞きいたします。

配置人数は本市にお一人ということですが、この方の役割についてもお聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 現在、本市のスクールソーシャルワーカーとしての長年の勤務経験があり、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、公認心理師、介護福祉士等の資格を有している見識の深い人物をスクールソーシャルワーカーアドバイザーとして配置をしております。困難な事象に対する指導助言や経験の少ないスクールソーシャルワーカーの個別支援、年間の研修計画の立案、学校への同行訪問等を行うなど、スクールソーシャルワーカー全体の資質能力の向上に資する役割を担っております。

○西本ちかこ では、スクールソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーアドバイザーの勤務形態と任用形態について、お聞かせください。

また、スクールソーシャルワーカーが関わった事案の件数については数えることが難しいと事前ヒアリングでお聞きをいたしました。ご経験の長いスクールソーシャルワーカーアドバイザーの存在はありがたく、スクールソーシャルワーカーアドバイザーの方の知見から、スクールソーシャルワーカーの人材育成にもつながっていると思いますけれども、スクールソーシャルワーカーの方の受持ち事案が多く、アドバイザーの方もスクールソーシャルワーカー一人としての業務を担われているのではないかと懸念をするのですが、スクールソーシャルワーカーアドバイザーの日常的な動き方についてもどのようなになっているのか、お聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 スクールソーシャルワーカーの勤務形態ですが、スクールソーシャルワーカーは週4日、7.25時間、スクールソーシャルワーカーアドバイザーは週4日、4時間でございます。どちらとも会計年度任用職員でございます。

日常的な動きにつきましては、スクールソーシャルワーカーは配置の2つの中学校区を中心に、調整日等を活用しながら、校区の小学校にも訪問を行って、様々なケースに柔軟に対応しております。

一方、スクールソーシャルワーカーアドバイザーにつきましては、基本的に市役所内で勤務し、各スクールソーシャルワーカーが関わっている困難ケースへの対応に係る指導助言、月1回の個別相談、研修計画の立案や要保護児童対策協議会等の関係機関の会議への出席等、多岐にわたる業務に従事しております。

○西本ちかこ スクールソーシャルワーカーアドバイザーは、基本的には市役所勤務であるが、2中学校区を中心に調整日などを利用しながら小学校へも訪問いただいているということでした。月1回の個別相談や研修計画や会議の参加など、多岐にわたる業務に従事いただいていることが分かりました。ですけれども、フルタイムのご勤務でないということも分かりました。

では、スクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーアドバイザーについて、福祉に関する様々な専門的な知識を所持いただいております、保護者や教職員に対する支援、相談、情報提供などを担っていただいているところで、先ほどのご答弁からもかなりのご相談件数に対応いただいていることが分かったんですけども、専門的な人材を確保することはこれからも難しいのではと想像いたします。

人材確保と人材育成のための本市の取組についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 人材確保につきましては、令和5年度は日本福祉大学と大阪公立大学、令和6年度は大阪人間科学大学と大阪公立大学より1人ずつ、スクールソーシャルワーカーの実習生を受け入れており、実習報告会に参加するなど、スクー

ルソーシャルワーカーを育成する大学との連携を図っております。

また、育成のための本市の取組といたしましては、毎月、スクールソーシャルワーカーアドバイザーによる個別相談や事例検討の場を設けるとともに、事業スーパーバイザーである野尻教授や峯本弁護士による研修会や、大阪府教育庁が主催の育成支援研修会等を通して、スクールソーシャルワーカーに必要な資質、能力の育成を図っております。

○西本ちかこ 様々な大学と連携を取られ、また、実習にも参加をいただいているということで安心をいたしました。

では、こういったスクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーアドバイザーの方が、ケース会議にお休みを返上して参加せざるを得ないことがあるのではと心配をするお声がありました。この点についてはいかがでしょうか。

○梶西学校教育推進課長 週休日にケース会議等が開催され、参加となる場合には、担当指導主事やスクールソーシャルワーカーアドバイザーに相談、調整をして、時間外勤務の申請や振替休日の取得をしております。

○西本ちかこ 最後に要望をさせていただきます。

本市は他市に比べて先進的であり、令和6年度にも拡充を行っていただいたところではありまして、2中学校区にお一人ということなんですけれども、やはりこの相談件数、対応件数はかなり多いなという実感を得ております。

人が足りなくなってから急に求人を出されたとしても、やはり人材を見つけるのはこういった専門的な知識を、資格を多数お持ちの方に来ていただくのは本当に難しいのではないかと懸念をしております。やはり訪問回数も小学校区で月に1回程度というところで、訪問回数もやはりもっと多く欲しいところです。相談事業についても素早い対応が必須だと考えております。また、カウンセリングの回数が多いほどお悩み解決につながっていると、学校現場の先生からもお聞きをいたしました。

ぜひ、スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーアドバイザーの増員について、今後ご検討いただきますよう要望させていただきます、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、中学校給食のアレルギー対応と、各校への栄養教職員の配置について、お伺いをいたします。

1月から、保護者や子どもたちには待望のセンター一括方式による全員無料の中学校給食が始まりました。

アレルギー対応について、改めまして中学校給食のアレルギー除去食について、どのように配膳をされていますでしょうか、お聞かせください。

○青田学務課参事 卵と乳の除去食については、センターから対象生徒専用のジャーポットに入れて配送し、各校の配膳室で生徒に手渡しをしております。

○西本ちかこ 配膳員の方が生徒に手渡しをいただいているということでした。

開始からこれまでの間、アナフィラキシーが起こったり、除去食が手元に届かなかったり、そういったことはなく対応していただいているのでしょうか、お聞かせください。

○青田学務課参事 アナフィラキシー案件はございません。また、除去食についても、問題なく提供できております。

○西本ちかこ では、給食センターで対応している除去食の対象者の人数は何人でしょうか。

○青田学務課参事 卵除去食の対象者は76人、乳除去食の対象者は25人となっております。

○西本ちかこ では、対象者が多い中学校では何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか、お聞かせください。

○青田学務課参事 卵除去食の対象者は16人、乳除去食の対象者が6人となっております。

○西本ちかこ では、保護者とのアレルギーに関するチェックをどのようになされているのか、お聞かせください。

○青田学務課参事 献立実施月の前々月20日頃に、学校が対象生徒専用のアレルギー確認用献立表を保護者へ配付し、保護者によるアレルギーチェックを行います。

その後、保護者から提出いただいた献立表の確認を再度学校が行うというやり取りを毎月行うことで、安全に給食が提供できるよう進めております。

○西本ちかこ 保護者の方がアレルギー確認用献立表を受け取られ、それを提出いただいているということが分かりました。

では、保護者とのアレルギーの申出のこのやり取り、そして連絡や問合せは誰が行っているのでしょうか。学校の担当教職員が担っている場合、その担当者に負担がか

かっていることはないでしょうか。

○青田学務課参事 保護者とのやり取りについては、担任やアレルギー担当教員などが行っており、各学校によって異なっておりますが、アレルギーの把握やその対応は校内全体で取り組むべきものと考えております。

○西本ちかこ 担当教職員がいらっしゃるということですが、校内全体で取り組むべきということが分かりました。

担任やアレルギー担当職員などが行われているということなんですけれども、卵と乳除去のアレルギー以外の甲殻類やソバ、小麦アレルギー、練り物などにアレルギー食材が使用されている場合に関しては、どのように対応されているのでしょうか、お聞かせください。

○青田学務課参事 献立により弁当の持参をお願いしております。

なお、ソバについては給食では使用しておりません。

○西本ちかこ 今のところ問題は起きていない、これからも起こらないことを願うのですが、こどもの命に関わることもあると思います。甲殻類などの献立の際は、お弁当を持参するであったり、アレルギーをお持ちの保護者の方との窓口役となる担当者として、学校側にも食育やアレルギー担当の栄養教職員の役割が大きいのでは、栄養教職員が必要ではと考えます。

センターには9,000食に対して3人の栄養教職員がいらっしゃるということですが、栄養教職員の中学校への配置について、本市のこれからのお考えについてお聞かせください。

○田島教職員課長 栄養教職員につきましては、各校に必ず配置する職とはなっていないため、全校配置は困難です。これまでから国・府に対して配置増を要望しておりますが、引き続き全校配置に向けて粘り強く要望してまいります。

○西本ちかこ こちらについては、国・府にこれまでも長く要望いただいているということですが実現に至っていないというところで、市費でというお考えについても今後またご検討いただければと、ご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、大きな3点目、令和7年度予算の就学児健診の一括実施について、お伺いをいたします。

こちらについては、学校の教職員の皆様からは、こどもに向き合う時間が増えると本当にありがたいとお声をお聞きました。昨年は私も熊の足跡発見時のこの就学

時健診について質問をさせていただきましたが、今回このように一括実施に至った経緯と予算の内訳についてお聞かせください。

また、クリエイトセンター以外にはどのような場所での健診を想定されているのかもお聞かせください。

○中坂学務課長 教職員の業務が複雑多様化する中で、児童と向き合う時間や教科研究等にかかる時間が必要となっており、就学時健診の準備や実施等が負担となっていたことから、令和４年度から検討と試行を重ね、このたび市で一括実施することとなったものです。

予算につきましては、学校医、学校歯科医への謝礼２１６万円、健診実施に係る業者への委託料７３５万円、施設使用料、消耗品費、印刷製本費７８万円の合計１，０２９万円となります。

実施場所につきましては、生涯学習センターきらめきや南市民体育館等での実施を想定しております。

○西本ちかこ ３か所程度を予定しておられるということでした。

山間部にお住まいのご家庭にとっては一番近い場所が生涯学習センターきらめきになると思います。保護者の方にとってのメリットはどのようなものがありますでしょうか。

○中坂学務課長 これまで各学校では平日の１日程で実施しておりましたため、都合がつかないときや体調不良等の場合には欠席せざるを得ませんでした。市が全校で一括実施することにより、会場の変更や土曜日も含め、他の日程への変更が可能となる予定でございます。

○西本ちかこ では、これまで教職員が担われていた健診時のサポートを教育委員会のみで担われるということでしょうか。

また、学校医、学校歯科医については、これまでどおり健診に従事されるのでしょうか。

○中坂学務課長 健診業務につきましては、市教育委員会職員が会場の監督を行い、委託事業者のスタッフが健診の運営を行う予定でございます。

学校医、学校歯科医につきましては、健診実施予定日の出向可否を伺い、日程調整の結果、出向される方がいない健診日時には委託事業者に医師や歯科医師の派遣を依頼する予定でございます。

○西本ちかこ 委託事業者が担われるということで、健康診断やコロナ禍の中のワクチン接種時を想像すると丁寧にご対応いただいたことを思い出します。

会場の監督については、市の教育委員会職員が担われるということですので、保護者から学校のことについて何か問合せがあっても、対応してもらえるのではないかと安心をいたしました。

また、就学時健診が一括実施になり、学校を知る機会がなくなるのではと思いましたが、体験入学という別の機会があるということもヒアリングでお聞きをいたしまして安心をいたしました。教職員の皆さんが児童と向き合ったり、教科研究などにかけていただく時間が増えるということです。また、保護者の方にとっても日程変更が可能であるということで、取組には感謝をいたします。保護者の方にはぜひ丁寧にご説明をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○西本ちかこ では、続きまして大きな4点目に移らせていただきます。

暑熱対策について、お伺いをいたします。

夏休みの水泳指導の回数について、多かった学校の回数と少なかった学校の回数をお聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 令和6年度、最も少なかった学校は0回、最も多かった学校は12回でございました。

○西本ちかこ では、暑さ指数の基準について、学校による違いがあることによつてのことだと思うのですが、見解をお聞かせください。

また、本市の暑さ対策、プールや施設の実施基準をいばライフなどで統一するお考えについてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 全校が熱中症対策ガイドラインに沿って活動しておりますが、水泳指導の実施について、前日判断と当日判断の違いによって回数に差が出ております。

また、いばライフ等に関しましては、現在は検討いたしておりません。

○西本ちかこ 実施基準が前日判断と当日判断により学校で行われた水泳指導の回数に差が生じているということでした。

学校によって水泳実施の回数が違っていることで、校長先生の判断によるものが、各ご家庭で受ける思いが違うことなどもあるのではないかと思います。市として共通の基準を設けるなど、ご検討いただければと考えますが、いかがでしょうか。

○梶西学校教育推進課長 令和6年度の結果を踏まえ、次年度に向けてどのような基準に基づいて行うことがよいか、現在、校長会と検討を進めております。

○西本ちかこ こどもたちがたくさんの水泳の機会を得ることは望むところなんですけれども、何か熱中症に対する事故が起きてからでは遅いですし、また、学校によって0回と12回というような差が生じておりますので、ぜひご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、大きな5点目、教職員の産育休など、休暇を取得できていますかということ、事前にお伺いをいたしました。きちんと取得をいただいているとヒアリングでお聞きをいたしました。ですけれども、講師不足などにより教頭先生が担任を担われているクラスがあるとお声もあり、産育休を取得しにくい状況に置かれていないのかとの思いから質問させていただきます。

本会議でも他の議員からの質問がありましたが、3月での講師の欠員状況、また、4月に欠員の状況は予定はございますでしょうか。

また、現在、教頭先生が担任の代替教師になられているケースは何件ございますでしょうか。

○田島教職員課長 令和6年度3月1日時点での講師の欠員状況につきましては、小学校15人、中学校0人となっております。

また、令和7年度当初4月の講師欠員見込み数についてでございますが、3月17日時点での見込みは小学校2人、中学校3人となっております。

なお、現在、教頭のほうが担任の代行として入っているケースはございません。

○西本ちかこ では、4月の欠員の解消に向けての取組はどのようになされるおつもりでしょうか、お聞かせください。

○田島教職員課長 現在、欠員の解消に向けて、府や市の講師登録者、また、ハローワークからの応募者に対し、順次面接を進めているところでございます。

○西本ちかこ 先ほど教頭先生が代替教師になられているケースについてお聞きしましたけれども、そういったケースや、また、担任の代わりの先生が担任を担っているケースの状況についてお聞かせください。

○田島教職員課長 今年度、代替講師が見つからず、教頭がやむを得ず担任代行していたケースは小学校3件、中学校0件でございました。この件については解消されております。

そのほかの教員で担任の代行をしていたケースは小学校で３３件、中学校で９件ございました。

○西本ちかこ 府で採用される教員の方だけではなく、茨木市でもぜひ市の単費で教員を探すことができないのかという思いがあります。茨木市が大好きな茨木っ子プランや茨木市に共感をされた、また茨木市で学校の先生になりたい方をつなぎとめるため、市の単費で教職員の講師枠を１人でも２人でもつくっていただくことはできないでしょうか。

○田島教職員課長 茨木市で講師を希望している方につきましては、まず茨木市のほうで登録がございますので、そこで茨木市で任用できるような形でつながっているというふうにこちらでは認識しております。

○西本ちかこ でも、府のその配置を待っていて、なかなか講師の配置がいただけないような状況も今現在起きているという事実がございます。

枚方市や高槻市では、少人数学級のための市独自での教員採用に取り組まれているとお聞きをいたしました。また、吹田市では今予算で授業準備の時間を確保して負担軽減するためと、授業の質の向上をするため、小学校へ市費専科講師を配置ということを大きく指標に載せられていました。教員の働き方改革グランドデザインというものを策定されています。本市の市費講師の採用について、お考えをお聞かせください。

○田島教職員課長 市費講師の任用についてでございますが、講師の配置におきましては、府費負担の講師から配置するよう大阪府より指導を受けております。各種代替等の府費負担講師の未配置が発生している現状において、市費講師の任用枠があった場合でも、府費負担講師より先行して市費講師を配置することは困難な状況になっております。

また、近隣他市では中学校の３５人学級編制、業務改善、働き方改革の視点から、小学校高学年の専科指導の市費講師を任用していると聞いております。

本市におきましては、スクールサポーターや介助員、業務サポーターや部活動指導員の配置等、別の形での学校支援を進めているところであり、市費講師配置の考えはありません。

○西本ちかこ 今回の令和７年度の予算を見ましても、スクールサポーターの再編であるとか、そういった部活動の指導員の配置など、本市は本市で取り組んでいただいているというところではございました。またご検討のほうをいただきたいと思います。

最後に、６点目です。

高校入試のウェブ申込みが始まったとお聞きをいたしました。各ご家庭の状況や学校教職員の負担がないのかについて、状況をお聞かせください。

○梶西学校教育推進課長 オンライン出願システムを活用しての出願は、今年度から本格実施となっております。操作マニュアルの動画視聴を含め、操作に慣れるまでには一定の時間を要したため、負担に感じた教職員も一定いたものと認識しておりますが、一方で、志願者情報の一覧表示ができるようになったことで、入力のにぎりに気づきやすくなった点や、生徒が出願書類の提出のために志望校へ訪問する日程を確保する必要がなくなるなどの利点もございました。

また、従来から生徒の出願に当たりましては、確認作業を含め、教職員が学校体制で協力して行ってまいりましたので、担任だけが負担や責任を担うことがないように、進路指導主事を中心に業務を分担し、各校の校長が承認のための最終確認を行った上で出願をしております。

なお、本システムに関わりまして、志願者情報の誤入力や期日までの登録未完了、入学検定料の二重支払いなどの軽微な事象は生起しましたが、教職員のきめ細かなサポートと学校体制での取組により、現段階で大きなトラブルについては生起していないものと認識しております。

○西本ちかこ オンライン申請でなかったこれまでもサポートをいただいて、最終確認を行ってこられたということです。ですけれども、ウェブ申請に今後も間違いが起きたり、入試を受けることができないようなことがないように、ご家庭の状況や学校現場のお声を聞きながら、今後に生かしていただきたいと思います。

以上で、私からの質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。